

特記仕様書

長野市上下水道局浄水課

1 総則

国補 蚊里田高区配水池更新工事は、設計図書・長野市建設工事共通仕様書・長野市土木工事施工管理基準・長野市公共工事率先実行計画・業務打ち合わせ及び関係法規に基づき施工すること。

2 工事概要

金抜き設計書の設計大要のとおり

3 事前調査

3-1 境界の現状の把握と復旧

起工測量において、境界杭・境界ピン・測量ピン及び舗装端などは控え（オフセット）を取り、写真などにより確認できるものを残し、工事完了後に復元すること。

3-2 舗装状況の把握

道路の舗装状況について、ひび割れなどの状況が著しい現場においては、写真などで着工前の状況を確認できること。

3-3 埋設物の調査

他の埋設物の調査を十分に行い、必要に応じて関係企業に立会いを依頼し、損傷を与えないようにすること。

4 施工計画一般

4-1 施工計画書の提出

- (1) 施工計画書の提出期限は仕様書のとおりとする。
- (2) 受注者は、自ら立案した創意工夫や技術力に関して、施工計画書又は協議書において提案し、工事完了までにその実施状況を所定の様式により提出することができる。
- (3) 産業廃棄物がある場合は、産業廃棄物処理業者との契約書の写しを提出すること。
- (4) 残土及び産業廃棄物の処理場所を経路及び距離を明示し、地図などにより提出すること。
- (5) 写真管理・品質管理・出来形管理の場所、測点が確認できる図面を添付すること。
- (6) 安全管理の図面に、交通誘導員の人数及び配置場所を明記すること。

4-2 起工測量と予想配管図及び予想出来形図の作成

- (1) 施工にあたり、事前に起工測量を行い、予想配管図及び予想出来形図を提出すること。
- (2) 鉛管が発見された場合、直ちに監督員へ報告すること。

5 使用建設機械

- (1) 建設機械（別途指定）は、排ガス対策型を使用すること。
- (2) 低騒音及び低振動についても十分に配慮すること。

6 残土処分

- (1) 設計書及び下記に明示した処分場名及び運搬距離は積算上の条件であり、指定するものではない。

想定処分先名称	(有) 山岸
処分先所在地	長野県上水内郡飯綱町 4058 番地

- (2) 処分先について、監督員が変更を指示したときは、それに従うこと。また、変更協議の対象とする。
- (3) 当初の想定より劣悪な発生土が確認され、工事間流用ができない、また、想定の処分先では受け入れができない場合は、変更協議の対象とする。
- (4) 道路管理者の指示又は道路占用基準の変更などにより、変更がある場合は監督員と協議すること。
- (5) 処分先について、無償での受け入れ地がないか調査すること。また、無償での受け入れ地があった場合や自社処分の場合は変更協議の対象とする。
- (6) 施工計画書に処分計画（場所・形状、排水計画、場内維持等）を記載し、竣工時に以下の書類を提出すること。
①建設発生土処理報告書（運搬距離・処理費用等）
②支払い証明書類（処分料の支払い証明ができる書面・領収書等）

- ③残土量の計測資料（土量計算書と対比写真）
 - ④処分地の写真（搬入前～搬入後の状況のわかるもの）
- なお、無償地への受入れが可能になった場合や、条件により処分方法について変更協議が必要になった場合は、以下の書類を提出すること。
- ①処分地の規制状況等に関する書類（現状地目、土地所有者、土地利用責任者、利用用途、跡地利用計画及び、農地法・森林法・都市計画法・砂防法等各種法令に従い適正に処理できることを示すもの）
 - ②処分地の状況図（位置図、平面図、搬入前の状況のわかる写真等）
 - ③処分地までの運搬経路図
 - ④土地所有者の契約書（搬入前）

7 アスファルト殻及びコンクリート殻処分

設計書に明示した処分場名及び運搬距離は積算上の条件であり、指定しているものでない。また、原則として変更設計の対象としない。

8 材料の検査及び承認

本工事に使用する材料は、使用前に監督員へ承諾申請書を提出し、その品質、規格、寸法、数量、メーカー等について承認を受ける。また、材料納入の都合上、検査が複数回となる場合には、総数量、検査数量および残数量が確認できるようにすること。また、その製品は、製造後1年以内のものを原則とする。

9 材料の保管

本工事竣工までの材料保管の責任は受注者にあるものとし、事故等の無い様に万全を期すること。

10 配水池一般事項

10-1 法規の適用

本工事に適用する規格並びに基準は、特に記載しない事項については、下記によること。

(1) 規 格

配水池に使用する構造材質は以下の規格に適合するもの、又は、これと同等以上の機械的性質、化学的成分を持つものとする。

① 鋼板	JIS G 4304	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
	JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
	JIS G 4321	建築構造用ステンレス鋼材
	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材
② 構造用形鋼	JIS G 4317	熱間成形ステンレス鋼形鋼
	JIS G 4303	ステンレス鋼棒
	JIS G 4321	建築構造用ステンレス鋼材
	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材
③ 鋼管	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼鋼管
④ 溶接材料	JIS Z 3321	溶接用ステンレス鋼溶接棒、リッドワイヤ及び鋼帯

(2) 指針

水道施設設計指針 ((社)日本水道協会)

水道施設耐震工法指針 ((社)日本水道協会)

建築基準法施行令・国土交通省告示

鋼構造設計規準 ((社)日本建築学会)

建築設備耐震設計・施工指針 ((財)日本建築センター)

10-2 施工適用

(1) 配水池本体築造工

(ア) 底 版 工 全溶接及び不動態化処理。

(イ) 側 版 工 //

(ウ) 屋 根 版 工 //

(イ) 内部補強工 補強材組立。

(オ) 付 帯 工 タラップ・マンホール・通気口・内部配管・手摺等の取付。

10-3 施工責務

本工事の施工にあたっては、受注者は、一般仕様書の定めるとおり各関係規則・基準を遵守し、遅滞・施工漏れのないように行う。

また、本仕様書及び設計図書に明記されていなくても、構造体の安全確保及びに設備の目的、機能上または施工上当然必要とするものは、監督員の指示に従って行う。

10-4 届出・手続き

本工事に必要な届出・手続き等は受注者が代行し、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

10-5 質 疑

工事施工上または製作上、不審の点あるいは設計図・仕様書等に疑義のある場合は、監督員に申し出てその指示に従う。

10-6 軽微な変更

工事施工に際し、現場の収まり、もしくは取合上、機材の取付位置、または取付方法等に軽微な変更は監督員の指示によって行う。

この場合において受注金額の増減は行わない。

10-7 使用機材

(1) この工事に使用する機材は、各仕様書および設計書に記載してあるものとし、現場搬入の都度監督員の検査を受け、これに合格したものを使用する。

(2) JIS に制定されているものはこれに適合し、かつその他の規則の適用を受けるものは、形式承認済みのものを使用する。

10-8 提出書類及び図面

受注者は、工事着手前に次の書類及び図面等を監督員に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 書 類

(ア) 工事主任技術者、工事着手届兼現場代理人届（経歴書を添付すること）

(イ) 工事工程計画書

(2) 計算書（資材数量、本体主要材料の強度計算書及び基礎構造計算書）

(3) 図 面

(ア) 各種製作承認図（工場並びに現場製作品）

(イ) 各種配管、据付施工図面

(ウ) その他監督員の指示する図面

10-9 施工中の点検または立会い

この工事施工に際し、築造後容易に点検できない配管その他の施工箇所は、原則としてその過程において監督員の点検または立会いを求めなければならない。

10-10 検査及び試験

本工事で特に必要と認めたものは、監督員立会いの検査及び試験を行う。

10-11 工事用の水及び電力

工事用の水、電力等の仮設物は、受注者において手続きの上施工し、これに要する一切の費用は受注者の負担とする。

10-12 工事に関する報告

受注者は、工事の進行、労務者の就業、機材の搬入、天候等の状況を示す工事日報を作成すること。また、月間及び週間工程表についても形式、内容を監督員と協議し、作成すること。

10-13 保 証

工事完成引渡し後、2 年以内に施工または機材の不良に基づく事故等が発生した場合は、無償で補修または取替えるものとする。

10-14 工事写真

工事期間中は監督員の指示により、工事の施工状況及び管理状況、その他の写真を撮りアルバムに整理しておくこと。

10-15 完成図その他

工事施工後、監督員の指示により完成図、完成写真を提出する。

(ア) 完成図 サイズ・部数は協議の上決定

(イ) 工事写真、完成写真 部数は協議の上決定

10-16 安全対策

本工事の施工にあたっては、労働安全衛生規制を尊守し、就業者に対して常にこれを徹底させると共に、安全作業に対する十分な施策をなし管理しなければならない。

なお、本工事場所がいずれも道路脇であり、工事車両の出入りのさいは、他の車両等の通行の妨げにならないよう配慮すると共に、安全対策を十分に講じること。

11 配水池共通事項

11-1 構造・材料

(1) 本体及び架台

(ア) 版構造は、ステンレス板を油圧式大型プレスで成形した部材を溶接にて接合し、組立てたものとする。

(イ) 配水池の側・屋根版の形状は、U字型にプレスした部材を付けた構造とする。

(ウ) 配水池の材質は、天井及び側最上部は、SUS329J4L とし他は SUS304 とする。

(エ) 水槽の補強は、内部補強方式とし、屋根版と壁版は、各々リブ構造の補強で構成するもので、すべて溶接とする。

(オ) 水槽内部の気相部に使用する補強材は SUS329J4L とし、液相部に使用する補強材は SUS304 とする。

(2) 付属施設

(ア) 配管材質は SUS 製とし、貫通部は溶接する。

(イ) 内タラップは、SUS329J4L・SUS304、螺旋階段は SUS304 とする。

(ウ) マンホールは SUS329J4L とし、かぶせ蓋型の施錠式とする。

11-2 施工

(1) ステンレス部材

(ア) ステンレス部材の現地組立は、傷が付かない様入念に行うと共に、水平及び垂直面の確認をする。

(イ) ステンレス溶接部は不動態化処理（酸洗：ラスノン等）を行う。

12 配水池本体工

12-1 概要

本工事の構造は、ステンレス部材を全溶接とするもので、コンクリート基礎に配水池を設置します。

(1) 構造形式

ステンレス鋼製単体パネルをTIG溶接により、組立てる。

溶接作業者は、原則としてJIS Z 3821の試験に合格した者でなければならない。

工場内溶接において、自動溶接を使用する場合には、その溶接施工試験記録等を提出すること。

(2) 形状寸法

(ア) 容積 3000.0m³

(イ) 寸法 19,000×32,000×5,500H

(ウ) HWL + 469.76

(エ) LWL + 464.76

(オ) その他 設計図による。

(3) 耐震

地震係数 耐震：Kh2=4.67 (2種地盤時)

(4) 本体材料

「JIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯、JIS G 4304 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯、JIS G 4321 建築構造用ステンレス鋼材によるSUS329J4L、SUS444、SUS304、SUS304A」 板厚 1.5~8.0 mm

(5) 溶接棒

溶接棒は「JIS Z 3321 溶接用ステンレス鋼溶接棒、リッドワイヤ及び鋼帯、JIS Z 3323 ステンレス鋼アーチ溶接 ブラックス入りワイヤ及び溶接棒」による。

12-2 水張試験

本配水池は完全な水密構造を要求しているため、施工には万全を期し、完成後は水張り試験をして漏水がある場合は、これを完全に止めなければならない。以下に水張り試験の手順を示す。

施設の規定水位まで水張りを行い、24時間の水面低下試験をおこなうこと。漏水箇所が認められないことにより試験合格とする。

試験実施後監督員立会のもと、漏水の有無、躯体の状況を確認する事。

その他の不具合が確認された場合も同様とする。

なお、水張り試験用水については支給するものとする。

13 配管方法

13-1 配管技能者

耐震管：一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会主催によるJDPA継手接合研修会の受講修了者、又は日本水道協会の配水管技能者名簿（耐震登録）の登録者あり、その写しを施工計画書に添付すること。

ポリエチレン管：配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催の水道配水用ポリエチレン管（水道配水用）・継手施工技術講習会の受講修了者であり、その写しを施工計画書に添付すること。

上記以外の管については、旧長野市配管技能者の有資格者又は同等の資格を有するものとする。

13-2 配管材料

配水管布設替工事における配管材の種別口径等は、設計図書のとおりとし使用する。

材料は、JWWA、JIS 規格品で日本水道協会の検査に合格したものを使用し、合格証明書を提出すること。

以下に主要な配管材の仕様を示す。

GX形ダクタイル鋳鉄管 (JWWA G 120)

GX形ダクタイル鋳鉄管異形管 (JWWA G 121)

GX形ソフトシール仕切弁 7.5KF (JDPA G 1049)

G-Link (JWWA G 121)

P-Link (JWWA G 121)

13-3 配管方法

(1) ダクタイル鋳鉄管の場合、日本ダクタイル鉄管協会「接合要領書」を参照し布設すること。

(2) 日本ダクタイル鉄管協会「GX形ダクタイル鉄管 接合要領書 (JDPA W 16)」を参照し布設すること。

(3) 接合要領等に不明な点がある場合、日本ダクタイル鉄管協会へ照合を行うことにより技術指導及び支援が可能。

13-4 写真管理

(1) 管接合部分の施工状況写真については、規定のトルクでの締め付けが確認できる写真を別表「1」に示す箇所数について竣工書類に添付すること。

(2) 管埋設時に防護砂を施工する場合の状況写真については、直管部のみならず、曲管部・分岐部及び給水管取付部の砂の充填状況を竣工書類に添付すること。

(3) 下水道工事などと競合して配水管及び給水管を布設する場合は、管下の埋戻し材の突起などによる管体の損傷を防ぐために、配管前の管下部分の埋戻し状況・転圧完了状況及び床均し状況写真を竣工書類に添付すること。

(4) 使用材料検収写真は、管体表示記号のうち、管径・年号及びメーカーが確認できる写真を竣工書類に添付すること。なお、使用材料検収は監督員立会いのもとで行うものとし、やむを得ない場合は監督員と協議すること。監督員と立会いを行った場合は立会い状況写真を竣工書類に添付すること。

(5) 仮設配管の施工をした場合は、配管施工状況・配管完了状況及び撤去完了状況を竣工書類に添付すること。

(6) 仕切弁表函設置の施工にあたっては、表函の裏に白ペンキで口径・発注年度を表示し、完了写真を竣工書類に添付すること。(例：R1 ϕ 300mm)

13-5 管接合状態の確認

管接合状態の確認をするため、別表「1」に示す箇所数について、継手のチェックシート及び検測写真を竣工書類に添付すること。

別表「1」 管接合部写真管理箇所表

管種・口径	継手チェックシート	検測写真	備考
一般継手・耐震継手 ϕ 250 以下	全継手箇所	継手箇所の 10%以上	締付け状況及びチェックゲージによる検測写真
一般継手・耐震継手 ϕ 300 以上	全継手箇所	全継手箇所	締付け状況及びチェックゲージによる検測写真
EF 継手 ϕ 150 以下	全継手箇所	継手箇所の 10%以上	継手施工状況写真

13-6 その他

配水用ポリエチレン管の接合における電気融着において、コントローラー及び専用工具については、使用前に点検、整備を実施し、原則バーコード読みによるオート設定にて行うこと。

オート設定での施工が困難で、マニュアル設定で行う場合は、電圧、設定時間等の記録をとること。

14 埋設物の保護及び離隔の確保

14-1 埋設物の保護

工事区間内の埋設物で、移設が困難と判断されるものについては工事による影響が生じないように防護措置を講ずること。防護方法は管理者の指示に従うこと。

また、万一損傷を与えた場合は受注者の負担により復旧するものとする。

14-2 離隔の確保

工事区間に埋設されている占用施設との離隔については300mm以上確保し、竣工図書に写真を添付すること。なお、離隔の確保が困難な場合は、監督員と協議するか、又は、管理者の指示に従うこと。

15 マンホール設置の注意点

15-1 表函・マンホール

レジンコンクリート製マンホールの設置については、表函の高さ調整などに対応するため、表函とマンホール本体の間に調整モルタル（速強性無収縮性モルタル） $t = 5\text{ cm}$ 以上の施工を必ず行うこと。

15-2 ブロック・基礎碎石

マンホールの沈下は、車道の走行性及び水道管の損傷などを引き起こす可能性があるので、基礎碎石は十分に締固めを行い、ブロックが安定するように施工すること。

16 仮設工

16-1 仮設の承認

(1) 仮設配管は、配管図を作成し、監督員の承認を受け施工すること。

(2) 施工に際しては、仮設給水管を含め、関係住民へ周知し、承諾を得るものとする。

16-2 条件

本工事における仮設物は任意とする。仮設方法は土質条件・現場条件及び周辺環境を考慮し、施工計画に詳細に記し、監督員の承認を得たうえでそれに基づき施工管理・出来形管理を行うこと。

仮設工事は変更対象から除外するが、現場条件が設計と著しく異なる場合は、監督員と協議のうえ判断する。

16-3 仮設計画

仮設計画をする際は安全かつ十分な機能を有しているものを採用し、建設工事土木公衆災害防止対策要

綱に基づき適切に行うこと。

12-4 仮設土留工

土留工については任意仮設とする。

17 側溝下部の配管方法

17-1 狸掘施工の禁止

側溝下部などの横断施工を行う場合には、狸掘施工は行わないこと。なお、施工方法は別紙「給水管布設による長野市道側溝下部の施工方法」を基本とし、詳細は監督員と協議すること。

18 安全管理

18-1 安全管理

受注者は工事中の労働災害、公衆災害を防止するため、国土交通省制定の「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び労働安全衛生法などの安全法規を遵守し安全管理に努めること。

また、安全計画を作成し、現場での重機及び車両移動に交通誘導員を配置するなどの安全管理は基より通行車両及び歩行者への安全確保に万全を期すこと。

18-2 円滑な交通の確保

- (1) 交通規制は規制帯と規制期間を極力短くすること。
- (2) 案内看板や交通誘導員の誘導により円滑な交通を確保すること。

18-3 路面の平坦の確保

- (1) 工事区間内の舗装面は常に平坦性を保つよう万全を期すとともに、万一不備が見受けられた場合は直ちに関係機関と協議のうえ早急に改善すること。
- (2) 砕石・砂などが散乱しないよう万全を期すこと。

18-4 交通誘導員

- (1) 交通誘導員は道路管理者及び警察の指示に従い配置すること。
- (2) 特別に指示がない場合は、任意とする。また、設計図書に交通誘導員が計上されている場合は、監督員と協議し必要人数を配置すること。
- (3) 施工方法や工事工程が設計と著しく異なり、その理由が受注者に起因しない場合は、監督員と協議のうえ必要人数を変更対象とする。

19 環境に関する配慮について

19-1 長野市公共工事率先実行計画

- (1) 長野市建設工事共通仕様書Ⅰ土木工事編 第9編その他編 第1章第4節による。

19-2 周辺環境

- (1) 工事及び工事車両による大気の汚染などは、アイドリングストップによるCO₂の発生の抑制等、創意工夫をし、地球環境に配慮し実施すること。
- (2) 残土等の搬出による路面汚損、粉塵対策については、常に監視をし、清掃・散水等により受注者の責により対応すること。
- (3) 現場内にクリーンボックス・灰皿立等を設置し、空き缶・ゴミなどを散乱させたり、たばこの吸殻を投げ捨てたり等は絶対にせず、工事現場を含め周辺環境の美化に努めること。

19-3 廃棄物処分

- (1) 現場発生品は発生量の多少に係わらず適正に処分すること。
- (2) 少量の場合は分別コンテナ等に適切に処分し、竣工時に写真等で処分方法等が確認できるよう管理すること。それ以外の場合はマニフェスト管理すること。
施工計画書にいずれかの処分方法を明記し、監督員の承諾を得ること。
- (3) 舗装版切断作業に伴い切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。なお、当初設計では発生する排水（汚泥）の運搬費と処理費について計上していないため、必要と認められる経費については監督員と協議のうえ変更の対象とします。

19-4 鋳鉄管等の取り扱いについて

既設鋳鉄管等の撤去処分にあたり、最終処分で廃棄物処分となった場合はマニフェストの提出が必要となるため、必ず発生時にマニフェスト管理すること。ただし、最終処分で有価物としての取引が生じた場

合はマニフェスト管理が不要となるが、竣工書類に処分場所、量、価格等を示す書類を添付すること。

なお、現場発生量が少量の場合は前項により管理すること。

19-5 現場環境改善費の積み上げ計上について

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、現場環境改善費の率分に含まれず、積み上げ計上とする。

積み上げ計上をする場合は、当初設計額の率分で計上される額の50%を上限とする。熱中症対策及び防寒対策に資する現場環境改善費の積み上げ計上の対象とすることについては、現場管理費に計上される費用との重複がないことを確認し、対策に妥当性があることを条件とする。積み上げによる費用の計上については、監督員との協議の上、根拠となる資料を提出すること。

20 地元調整および連絡工事

20-1 地元調整

(1) 地元行事の時期を把握し、工程調整を図ること。

(2) 工事施工の時間帯が通常の範囲を超える場合は、地元と監督員に了解を得たうえで施工すること。

20-2 連絡工事

(1) 連絡工事にあたり監督員と十分協議し、実施日の1週間前に「上水道管連絡工事施工について」の用紙を2部または3部提出すること。また、地元に配布する断水通知または濁り通知文書などは監督員の承諾を得て、実施日の1週間前には配布し周知徹底すること。

(2) 連絡工事の土工にあたり、掘削深が1.5mを超えるとき及び1.5m以下でも状況により危険なときは土留めを設置し、安全に施工すること。

21 提出書類

21-1 工事完了時において、竣工書類のほかに、以下の資料を提出すること。

(1) 竣工図

(2) 消火栓の着工前・竣工・施工中の写真

(3) 鋸装復旧展開図

(4) 鉛管解消工事集計表（鉛管が発生の場合）

(5) 環境配慮項目チェックシート（請負額3,000万円以上の場合）

21-2 竣工図の材質・規格

竣工図は電子データ（CD-ROM）竣工図書と同時に提出すること。

また、これによらない場合は監督員と協議すること。

電子データはCADデータ及びPDFデータとし、規格は以下のとおりとする。

CADデータ JWW形式

PDFデータ A1サイズ、解像度600dpi、モノクロ

設計者欄に監督員の苗字を記入すること。

複数のファイルとなる場合は、ファイル名の末尾にハイフン及び英数字を追加すること。

（例）〇〇地区配水管布設工事-1.JWW

〇〇地区（下水道関連）配水管移設工事.PDF

その他、詳細は「上水道管布設工事竣工図作成仕様書」による。

21-3 電子納品に関する事項

(1) しゅん工書類の電子納品については、受注者が電子媒体の提出を希望し、発注者（長野市の工事担当課）が、これを認めた場合に適用する。

(2) 電子納品は「工事書類の電子納品に関する運用の手引き（案）」に基づくものとする。なお、電子納品における書類の作成費用等は工事費の諸経費（共通仮設費の率分）に含まれ、検査に要する費用においても受注者の負担とする。

22 長野市公契約等基本条例に関する事項

(1) 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。

(2) 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。

- (3) (A:工事の場合) 長野市公契約等労働環境報告書1部及び施工体系図(共通仕様書に定められたもの)の写し1部を契約後速やかに監督職員へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。
- (4) (B:業務委託の場合) 長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図(「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの)2部を契約後速やかに所管課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

2.3 再生資源利用(促進)計画の現場掲示について

(1) 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出すること。また、受注者は法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。

(2) 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出すること。また、受注者は法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。

2.4 その他

2.4-1 明記なき事項

- (1) 本特記仕様書に明記なき事項について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。
- (2) 本設計書は、「令和7年度 水道事業実務必携 第2部水道施設整備費に係る歩掛表(発行 全国簡易水道協議会)」に基づいて積算しています。
- (3) 水道管材料については、以下の単価を使用しています。

水道事業材料単価表(長野県企業局) 令和7年10月1日適用

長野市独自単価 令和7年4月1日適用

- (4) 平成30年3月31日にCREDAS(クレダス)システムの廃止に伴い、再生資源利用計画書(実施書)、再生資源利用促進計画書(実施書)の様式について、以下のいずれかにより電子データで納品するとともに、印刷して提出すること。

建設リサイクル報告様式(EXCEL) ※国土交通省HPよりダウンロード可能

COBRIS(建設副産物情報交換システム、通称コブリス)を利用した様式

- (5) 公告された設計図書(閲覧設計書、施工条件明示事項書・特記仕様書を含む)について、設計図書と差異があった場合、入札見積に関する設計図書間の優先順位は、以下のとおりとする。

- 1 質問・回答書
- 2 施工条件明示事項書・特記仕様書
- 3 閲覧設計書(金抜設計書)
- 4 数量計算書
- 5 図面

- (6) 工事の施工にあたり、警備会社の交通誘導員の確保が困難な場合は、指定路線以外の路線において、元請建設会社の社員によるいわゆる自家誘導を承認できるものとする。ただしこの場合、配置計画や交通誘導専属である内容を記した書面を事前に提出し、また実施後は写真及び集計表等により状況や人数の確認をするための資料を工事しゅん工図書へ添付すること。

- (7) 本工事箇所入口に鳥獣保護柵が設置されているが、車両等の出入り時のみ開放するもので、通常時は鳥獣保護柵を閉じた状態で作業を行うこととする。

- (8) 鳥獣保護柵内側は、禁煙および火気の使用を禁止する。

- (9) 配水池の運用に際しては、保菌検査が必要となるため、監督員の指示に従い事前に下記事項を遵守すること

- ・契約締結後、作業員名簿を提出すること。
- ・作業に従事する者を追加及び変更する場合は、新たに作業員名簿を提出すること。
- ・本工事(業務)において、水道施設敷地内に立入る者は、水道法第21条に基づいた健康診断

- (保菌検査)を実施し、保菌検査(検便)成績書を契約締結後速やかに提出すること。
- ・検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌(チフス・パラチフスを含む)、腸管出血性大腸菌O-157とする。
- ・保菌検査(検便)成績書の有効期限は6ヶ月とし、有効期限を過ぎることなく、健康診断(保菌検査)を実施し保菌検査(検便)成績書を提出すること。
- ・嘔吐および下痢の症状のある者を水道施設敷地内に立入らせてはならない。また、作業に従事させてはならない。
- ・作業従事者は現場において、名札等身分の証明できるものを着用、若しくは携行すること。

追加特記仕様書（週休2日工事）

第1条 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。

実施にあたっては「長野市週休2日工事実施要領」により行う。

第2条 本工事は、発注者指定型の週休2日工事である。当初予定価格において月単位の現場閉所率が28.5%以上の達成を前提に経費補正を行っている。そのため、各月の現場閉所の実績を確認し、週休2日の取り組みにおいて、月単位の閉所日数に満たないものについては、経費補正を以下のとおり変更する。

(1) 達成度が「通期の週休2日で達成」に該当

別紙2の「週休2日工事に係る経費の補正について」に基づき、通期の経費補正で変更を行う。

(2) 達成度が「未達成」に該当

別紙2の「週休2日工事に係る経費の補正について」に基づき、未達成の経費補正により、変更を行う。

第3条 受注者は、週休2日となるよう現場閉所日を設定し、施工計画書に明示し、施工計画書に従い現場閉所を実施する。現場閉所日に変更が生じた場合は変更計画を提出する。

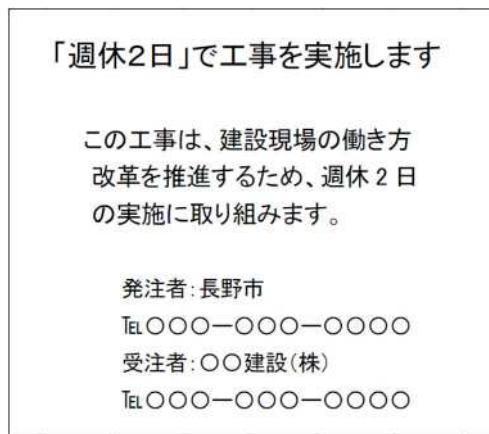
第4条 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、前日までに監督員と協議し、承諾を得る。

第5条 降雨、降雪等の天候の影響による予定外の閉所日は休日に含めることができるものとし、閉所が確定した段階で速やかに振替作業日の予定も含めて監督員に報告すること。

第6条 受注者は、現場閉所の実施状況について、現場閉所日とその実施状況が記載された下記のいずれかの資料を作成し、監督員へ提出すること。

①実施工程表 ②週間工程表 ③工事記録 ④受注者の任意資料

第7条 下図を参考に掲示板を作成して現場内及び近傍の工事関係者及び公衆が見やすい場所でかつ第三者等へ危害を与えない場所に設置し、本工事が週休2日工事であることを明示すること。また、発注者、受注者の連絡先を明記すること。大きさは工事件名板（1.1m×1.4m）程度とする。



図掲示板参考図

長野市公共工事率先実行計画

施工計画書に下記の公共工事実施における環境配慮項目を反映させ、施工段階で実施すること。

配慮事項	具体的取り組みの例
工事に当たっての配慮 (環境方針)	
① 環境配慮について請負業者の意識向上を図り環境に配慮した工事を推進する。	① この計画の趣旨を特記仕様書に明記する。 ② 環境に配慮した材料及び施工方法を指示する。
② 工事は可能な限り効率化、合理化を図る。	① 工事の効率化、合理化により工期の短縮を図る。
建設副産物の減量・再資源化 (廃棄物の発生抑制)	
① 建設副産物の発生抑制に努める。	① 建設副産物の少ない施工技術、施工方法の採用に努める。 ② 資材はリサイクル可能なものを積極的に使用する。
② 建設廃棄物の再利用を進める。	① 現場での分別を徹底する。 ② 現場内利用を促進する。(再使用)
③ 建設発生土の再利用を進める。	① 発生土の現場内利用を推進する。
④ 施設の耐久性の向上(長寿命化)を進める。	① 長寿命型の資材の使用を推進する。
⑤ 再生品の利用を進める。	① 再生資材の利用を推進する。
建設副産物の適正処理 (廃棄物の発生抑制)	
① 工事に伴い発生する建設副産物の適正な処理を行う。	① 特定建設資材廃棄物の再資源化を徹底する。 ② 工事間利用、再資源化施設、最終処分場等への運搬等の条件を明示する。
省エネルギーの推進 (資源・エネルギーの使用抑制)	
① 工事に当たっては、省エネルギー対策の実施など、地球環境の保全に配慮する。	① 工事の省エネ化、節水、工事用機械・車両のアイドリングストップの励行などによる省燃料及びCO ₂ 排出抑制に努める。
公害の防止 (騒音・振動・悪臭の発生抑制、大気への放出抑制)	
① 工事や工事車両による大気汚染や騒音・振動・悪臭は、工法や工事用機械工夫等により極力低減するよう努める。	① 散水などにより粉じん発生の防止に努める。 ② 低騒音・低振動型機械の使用に努める。 ③ 仮囲いなどにより悪臭の防止に努める。
② 水質汚濁の防止に努める。	① 工事に伴う汚水、濁水、土砂については、沈殿、ろ過等の処理を行い、適正に処理する。 ② 流出先に利水がある場合は利水者と十分協議する。

空白の欄は対象外の環境配慮項目です。